

令和7年10月1日スタート

飛島村農地バンク制度

※畑が対象です。

高齢で耕作できないから、
だれかうちの畑を借りて
くれないかな。

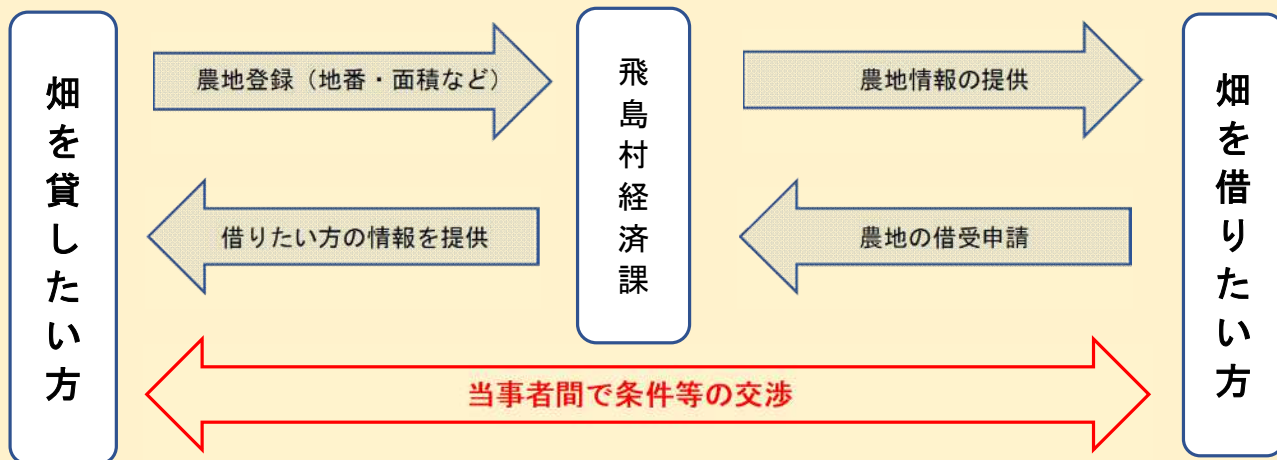
野菜をつくりたいのだけど、
だれか畑を貸してくれない
かな。

このままじゃ畑が荒れちゃうし、
困ったなあ。

畑の耕作面積を増やしたいのだ
けど借りられる農地ないかなあ。

飛島村では、貸したい畑の情報を登録していただき、借りたい方へ情報を提供する制度を始めます。

<農地バンク制度のイメージ>



まずは！

《畑を貸したい方》

経済課で「農地登録申請書（様式第1号）」をご記入ください。
現地の様子や諸条件について聞き取りをさせていただきます。

《畑を借りたい方》

経済課で「農地借受申請書（様式第5号）」をご記入ください。
農業経験等について聞き取りをさせていただきます。

※注意事項

- ・ 農地の売買の斡旋を行う制度ではありません。
- ・ 聞き取り結果によっては、農地登録及び農地の借受をお断りさせていただく場合があります。
- ・ 本制度を利用した農地の賃貸借については、所定の手続きを行っていただきます。
- ・ 農地登録を行っても、借り手が見つかるまでの間は貸付希望者が草刈等の管理を行ってください。

農地バンク制度の流れ

<畑を貸したい方>

- ① 経済課に「農地登録申請書（様式第1号）」を提出していただきます。
※農地の情報が登録されてから、5回目の12月31日まで有効です。
- ↓
あなたの畑を借りたいと申請があった時
（借り手から「農地借受申請書（様式第5号）」が提出された時）
- ② 経済課から「借受希望者についての通知書（様式第6号）」が通知されます。
- ↓
- ③ **当事者間で**賃貸借の条件に関する協議をしていただきます。
- ↓
- ④ 経済課へ「賃貸借協議結果報告書（様式第7号）」を提出していただきます。
- ↓
- ⑤ 協議がまとまった場合は、経済課で所定の手続きをしていただきます。

<畑を借りたい方>

畑を借りることができる方

本村に住所を有し、下記のいずれかの要件を満たす方

- ① 認定農業者
- ② 農地所有適格法人
- ③ 農地法第3条の許可見込みがある方
- ④ 高校や大学で農業に関する正規の課程を修めた方
- ⑤ 愛知県農業大学校が実施する就農研修を修了した方

- ① 経済課に「農地借受申請書（様式第5号）」を提出していただきます。
↓
「畑を借りることができる人」の要件を満たされる場合には、農地情報を提供させていただきます。

借りたい畑があり、畑所有者の了解が得られた場合には、畑所有者の情報をお知らせします。
- ② 畑所有者へ連絡していただき、**当事者間で**賃貸借の条件に関する協議をしていただきます。
- ↓
- ③ 協議がまとまった場合は、経済課で所定の手続きをしていただきます。